

1 いじめ防止等に関する基本的な考え ～本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢～

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (※注1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとし、いじめられたとする生徒の気持ちを重視する。
- (※注2) 一定の人間関係のある者とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (※注3) 心理的な影響を与える行為とは、「仲間はずれ」「集団による無視」「冷やかす」「からかい」「悪口」「脅し文句」「嫌なことを言われる」など直接的にかかわるものや、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを、されたりさせられたりする」「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」など、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (※注4) 物理的な影響を与える行為とは、「軽く体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする」など身体的な攻撃のほか、「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」ことなどを意味する。

<学校及び教職員の責務>

いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

<沼津市立第四中学校 学校からいじめをなくす提言>

四中人権宣言 私たち四中生は

- 一、お互いの人権を尊重し、思いやりの心を育てます。
- 一、不当な上下関係をなくし、明るい学校生活を築きます。
- 一、協力して物事に取り組み、お互いの信頼関係を深めます。

【相談窓口】
第四中学校 931-1554
校長、教頭、生徒指導主任

2 いじめの未然防止の取り組み

いじめを防止するには、全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策であると考え。全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくために、以下の事項に重点的に取り組む。

- (1) わかる授業づくり…「全ての生徒が参加・活躍できる授業」
 - ・基礎的・基本的事項の徹底習得
 - ・伝え合う姿、練り合う姿の場面設定（コミュニケーション活動、言語活動の充実）
 - ・毎時間の授業の振り返りシート（自己評価）の実施
- (2) 学習規律の徹底
 - ・2分前着席
 - ・元気な挨拶で気持ちの切り替え
 - ・発表の仕方、聴き方（目で聴き考える）
- (3) 誰もが居場所のある学級集団づくり
 - ・道徳の時間の充実（重点項目：(2) 節度節制、(9) 相互理解・寛容）
 - ・学級活動や朝・帰りの会、学級便り等による教員が生徒を賞賛する場、生徒同士が互いに認め合う場を設ける。

(4) 自浄作用が機能する生徒会活動の充実

- ・異学年交流活動の充実
- ・学校行事の主体的な運営
- ・委員会活動の充実

(5) 日常生活でのステップアップ

- ・時を守り・・・意識して時間を守る（8:10 朝の会開始、授業、給食、部活動、下校）
- ・場を清め・・・進んで掃除をする（きれいな教室廊下環境）
- ・学を積み・・・進んで授業に取り組む（興味関心をもって主体的に参加する授業）
- ・礼を尽くす・・・気持ちを込めた挨拶（時と場に応じた挨拶、正しい言葉遣い、感謝の心、合唱）

3 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、生徒の些細な変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、基本に基づき速やかに対応することと考える。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に生徒の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行う。

(1) 朝・帰りの会や授業中、休み時間などの観察

- ・発表時や小集団活動時の返事や挨拶等の声、表情
- ・休み時間や給食時の言動や表情（5W1Hを意識して）
- ・スタディープラン等の日記
- ・保健室等での様子

(2) 教育相談の充実

- ・年2回の教育相談週間の設定（5月、9月）
- ・スクールカウンセラーの活用（1年時に全生徒と面談）

(3) 教育相談アンケートの実施

- ・年3回のアンケート実施（5月、10月、1月）

4 インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル教室等、必要な啓発活動を継続していく。

5 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

<構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、不登校担当教諭、養護教諭
学年主任、スクールカウンセラー

6 いじめの対応・重大事態への対応

- ・いじめの訴えや情報、いじめと思われる状況の察知
- ・生徒指導主事、管理職に報告
- ・学級担任、学年主任、生徒指導主事による事実確認
- ・いじめ対策委員会において対応方針の決定

【重大事態への対応】

- 重大事態とは、生命、財産に重大な被害が生じた場合、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
- 発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。いじめ対策委員会中心に事実関係を調査し、関係機関と連携して適切な対応をする。被害者に対して情報提供をする。

【いじめられた生徒・保護者への支援】

- ・信頼関係がある教職員が対応し、訴えや相談に誠意をもって応じる。
- ・解決に向けて保護者とともに支援する体制を作る。
- ・カウンセリング等の支援を行う。
- ・再発防止策を提示する

【いじめた生徒・保護者・傍観者への指導】

- ・事実の確認とともに行った行為は許されないことを自覚させる。
- ・いじめは誰でも被害者にも加害者にもなり得ることを理解させる。
- ・傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

【いじめ解消に向けて】

- 継続指導、指導の見直し
- 相当期間(3ヶ月)の継続観察を行う
- いじめの解消の確認
校長が判断する